

平成15年4月1日に建築物衛生法（ビル管理法）が改正されました。  
今回の建築物衛生法関連省政令の主な改正点は下記の通りです。

- 1、 特定建築物における「10%除外規定」の撤廃
- 2、 空気調和設備及び機械換気設備における「中央管理方式」の限界解除
- 3、 「ホルムアルデヒドの量」の建築物環境衛生管理基準値への追加
- 4、 空気調和設備における「病原体による汚染」の防止対策の強化
- 5、 建築物環境衛生管理基準の適用を受ける「飲料水」の範囲の明確化
- 6、 雑用水規定の新設
- 7、 ネズミ等の防除方法等の見直し

#### 空気調和設備の病原体汚染を防止するための措置

近年、冷却塔等で増殖したレジオネラ属菌の集団感染、空気調和設備に起因する結核の集団感染、冬季の低温条件下でのインフルエンザの集団感染が起きており、空気清浄装置、加湿装置、冷却塔、ダクト等の空気調和設備の構成機器が、種類の病原体の汚染源となりうるということが報告されている。これを防止するためには、空気調和設備のシステム全体の点検・清掃を定期的実施するとともに、加湿装置や冷却塔の補給水について、雨水や下水処理水ではなく水道水質基準を満たす水を用いるなどの措置を講じる必要がある。このため、空気調和設備の維持管理の基準について、レジオネラ属菌等の病原体によって居室内の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずることを新たに追加した。

具体的な措置としては下記の5点である。

- (1) 冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合すること。
- (2) 冷却塔及び冷却水について、当該冷却塔の使用開始時及び使用期間中の1ヶ月以内毎に1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃及び換水等を行うこと。
- (3) 加湿装置について、当該加湿装置の使用開始時及び使用期間中の1ヶ月以内毎に1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃及び換水等を行うこと。
- (4) 空気調和設備内に設けられた排水受けについて、当該排水受けの使用開始時及び使用期間中の1ヶ月以内毎に1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃及び換水等を行うこと。
- (5) 冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を、それぞれ1年以内毎に1回、定期的に行うこと。

レジオネラ菌系統の対策といたしましては弊社製品 RT-700 による洗浄を提案させていただきます。また、RT-700による洗浄後に水処理剤 (NA-1 等) を投入することによりレジオネラ菌等の発生を抑制することができます。



### RT-700

—非酸性液体洗浄剤—

◎スライム・藻・軟質カルシウムスケールの除去、レジオネラ菌等の除去に適しています。

※分解剤はカタラーゼLを使用してください。

◎保有水量の10%投入し、約2時間循環洗浄してください。

NET / 20kg

医薬用外劇物

### カビスタール



### NA-1

—スケール・スライム抑制剤—

◎硬度成分に対して独自の反応基でスケール化を防止し且つスライムなどの有機物の発生を防止します。

◎空調用冷却水回路のスケール防止と各種水回路のスライムコントロール・レジオネラ菌の発生を防止。

◎通常投入量は補給水に対して20～30ppm

※初期投入量は保有水量に対して500ppm

NET / エースティナー 10kg